

一院内掲示一

・明細書発行体制加算

医療の透明性を確保する観点から、個別の診療報酬の算定項目がわかる「明細書」を無償で交付しております。ご希望されない場合は、受付にてお申し出ください。

・一般名処方加算

医薬品の安定供給と医療費の適正化を図る観点から、厚生労働省の方針に基づき「一般名処方加算」を算定することがあります。一般名処方とは、医薬品の商品名ではなく、有効成分の名称(一般名)を用いて処方を行うものです。これにより、同一成分の複数の薬剤から薬局で適切に選定され、供給不足時にも代替薬を選びやすくなります。患者様にとっても、後発医薬品の選択がしやすくなることで、薬剤費の軽減につながる場合があります。ご不明な点は、医師または薬剤師にお気軽にご相談ください。

・医療情報取得加算

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことにより受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

・医療DX推進体制整備加算

当院では、オンライン資格確認を行う体制を整えており、受診する患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することで質の高い医療提供に努めております。

- ・オンライン請求をおこなっております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を伴う診療室等で閲覧 又は活用できる体制を有しています。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については実施しております。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について利用体制を整えており院内掲示・推進をしております
- ・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、および活用して診療を行うことについて当医療機関への掲示及びホームページに掲載しています。

・在宅医療情報連携加算

当院では患者さんの同意に基づき以下の連携機関(下記 医療機関・訪問看護ステーション・薬局・施設・居宅介護支援事業所など)とICTツール(MCS:メディカルケアステーション)を活用し、患者さんの医療・ケアに関わる情報を共有しています。

・情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)

当院は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守し、オンライン診療を実施しております。ただし、当院では初診からオンライン診療は行っており、また、麻薬及び向精神薬の処方については行うことができませんので、予めご了承ください。

令和6年度診療報酬改定では、院内掲示が必要とされるものについて、ホームページ等のWebサイトへの掲載が原則として義務付けられることになりました。